

著作権規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人軽金属学会（以下、「本学会」という）に投稿される、または掲載された著作物に関する、会員および投稿者（以下、あわせて「会員等」という）の著作権の取り扱いに関する基本事項を定める。

(定義)

第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に定める意義を有する。

(1) 本学会の著作物

著作権法第2条第1項第1号に規定するものであって、以下のいずれかに該当するものをいう。

- ①会誌「軽金属」、共同刊行誌“Materials Transactions”掲載記事
- ②春秋大会講演概要集掲載記事
- ③シンポジウムテキスト掲載記事
- ④軽金属セミナーテキスト掲載記事
- ⑤本学会のWebサイトに掲載される記事
- ⑥その他、本学会の出版物に掲載される記事

(2) 著作者

会員等であって、著作権法第2条第1項第2号に規定の著作物を創作したものをいう。

(3) 著作財産権

著作物の著作財産権をいい、著作権法第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第24条（口述権）、第25条（展示権）、第26条（頒布権）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権、翻案権等）および第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）等の権利を含む。

(4) 著作者人格権

著作物に関する著作者人格権をいい、著作権法第18条（公表権）、第19条（氏名表示権）および第20条（同一性保持権）に定めるすべての権利をいう。

(著作物の区分)

第3条 本学会で取扱う著作物の分類は、別表1に定める。

2. 前項に規定する分類の意義は、次の各号に定める。

- 一 区分Ⅰ 学術的・技術的に高い価値を有する著作物であり、本学会がその著作権を保有することにより、著作権の適切な保護と著作物の円滑かつ有効な活用を図る。著作物を広く普及するため、本学会が頒布すること又はインターネットもしくは電子メール等により公衆に有償又は無償にて提供することを目的とする。
- 二 区分Ⅱ 本学会の活動及び著作物の利用の促進のために頒布又はインターネット

若しくは電子メール等により公衆に提供されることを目的とする著作物であるが、その著作権は著作者に属するものであり、本学会は第5条の規程により著作者より著作権法第21条から第28条に規定される権利の対象となる行為について利用許諾を受けたもの。

【該当なし： 三 区分Ⅲ 第1号、第2号以外の著作物。】

(著作権の帰属)

第4条 別表1の区分Ⅰに分類される著作物の著作権は、すべて本学会に帰属する。

2. 別表1の区分Ⅰに分類される著作物の著作権は、本著作者が本学会に対して本著作物を投稿した時点をもって本学会に譲渡されたものとする。
3. 特別な理由により第1項および第2項に定める取り扱いが不可能である場合、著作者は投稿を行う際にその旨を本学会に対して書面で申し出るものとし、かかる場合の取り扱いについては、本学会編集委員会および著作者との協議によって定める。
4. 前項に定める場合であっても、著作者は、法令および前項に定める特別な理由の許容する範囲において、本学会に対し、別表1の区分Ⅰに分類される著作物について国内外で無償で利用する(複製、公開、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳、翻案および二次的著作物の利用を含む。)権利を許諾するものとする。
5. 投稿された著作物が本学会の出版物、あるいはWebサイトに掲載されないことが決定された場合、本学会は、著作物の著作権を著作者に返還する。
6. 本学会は、別表1の区分Ⅱに分類される著作物の著作者の求めに応じ、当該著作物の著作権の譲渡を受けることができる。この場合、第2項から前項の規定を準用する。

(利用の許諾)

第5条 本学会は、別表1の区分Ⅱに分類される著作物の著作者に対して、著作権法第21条から第28条に規定される権利の対象となる行為について、当該著作物の無償の利用許諾を求めるものとする。

2. 前項の利用許諾は、著作者が本学会の著作権規程に同意した場合、又は別段の意思表示をすることなく当該著作物若しくはその複製物を本学会に提出した場合には、本学会に当該著作物の利用許諾をしたものとする。

(著作者人格権の不行使)

第6条 著作者は、本学会および本学会の著作物の利用を許諾した第三者に対し、著作者人格権を行使しない。

2. 前項の既定は、本学会および本学会の著作物の使用を許諾した第三者が、著作物を原著作物として二次的著作物を作成した場合においても適用される。

(本学会の著作物の使用)

第7条 本学会に著作権のある著作物を著作者または第三者が利用する場合は、『2421 軽金属学会に著作権のある著作物の利用ガイドライン』による。

(著作者による保証)

第8条 著作者は、本学会の著作物において研究成果の捏造、改ざん、盗用や重複発表とともに不適切なオーサーシップ等の不正行為がなされていないことを保証する。

2. 著作者が、本学会の著作物に他の著作物の全部または一部を「利用」する場合、他の著作物の著作権者から「許諾」を得る。
3. 前項の「利用」のうち、「引用して利用」に該当し、かつ、「主従関係」にあると認められるときは、他の著作物の著作権者から「許諾」を得ておく必要はない。
4. 著作者が、他の著作物を利用する場合、本学会が執筆要領等で定める方法で他の著作物の出所を明示する。

(二重譲渡の禁止)

第9条 著作者は、第3条3項の場合を除いて、本学会以外の第三者に対し、本学会の著作物に係る一切の著作財産権の譲渡をしてはならない。

(著作者の責任)

第10条 本学会の著作物の内容については著作者が責任を負い、本学会はその責任を負わない。

2. 本学会の著作物に関する第三者からの権利の侵害または本学会の著作物による第三者に対する権利侵害等、本学会の著作物に関して紛争が発生した場合または発生するおそれがある場合、著作者はこれに対処する。
3. 2項において本学会に損害を生じた場合には、本学会に対し当該損害を補填するものとする。

(協議)

第11条 本規程に定めのない事項および本規程の各条項の解釈に疑義が生じた場合、著作者および本学会は、信義誠実の原則に従って協議し、これを解決するものとする。

(改廃)

第12条 本規程の改廃は理事会の決議による。

附 則

1. この規程は平成3年6月14日から施行する。
2. 平成8年8月9日一部改定
3. 平成9年2月25日一部改定
4. 平成8年8月9日一部改定
5. 平成9年10月17日一部改定
6. 平成9年12月8日一部改定
7. 平成22年6月15日一部改定
8. 本規程は、一般社団法人としての第25回理事会（平成26年6月24日）にて改定した。
9. 本規程は、第53回理事会(平成30年3月29日)において、概要集電子化にともな

う本学会に投稿される著作物の著作権規程遵守を促すため、第 2 条第 1 項第 1 号の著作物を明確化した。

10. 本規程は、第63回理事会(令和元年6月28日)において、第6条を改定し、利用、引用して利用時の許諾要否と出所明示方法を追加した。
11. 本規程は、第86回理事会(令和4年9月30日)において、第3条に著作物の区分を、第5条に利用の許諾を追加し、別表 1 に示す通り、シンポジウムテキスト、軽金属セミナーテキスト掲載記事の著作権の帰属を著作者とした。

(別表 1)

区分	番号	著作物名	著作権者	本会の利用
I	1	会誌「軽金属」、共同刊行誌“Materials Transactions”掲載記事	本学会	著作権者として可
	2	春秋大会講演概要集掲載記事		
	5	本学会の Web サイトに掲載される記事		
	6	その他、本学会の出版物に掲載される記事		
II	3	シンポジウムテキスト掲載記事	著作権者(著作者)	著作権者から許諾を受けたとみなし可
	4	軽金属セミナーテキスト掲載記事		